

鹿児島大学大学院医歯学総合研究科(修士課程)

学位論文審査手続についての申合せ

令和4年9月20日
教育委員会修士部会決定
令和6年6月25日一部改正
令和7年4月1日実施
令和8年2月27日一部改正
令和8年4月1日実施

1. 研究計画書の確認

修士部会は、学生から1年次初月に提出のあった「研究計画書」により研究の目的、計画及び方法が科学的見地から妥当であるかどうか、研究計画が倫理上の要請に適切に従っているかどうかを確認する。なお、倫理審査等について、提出時点では承認申請準備中でも構わないが、必要に応じて修士部会としての指導を行うことがある。研究を開始するにあたっては、指導教員に確認の上、必ず必要な各倫理関係委員会の承認を得たうえで開始すること(実験実施者としての追加等も含む)。

また、在学中の教育研究活動中に生じた偶発的な不慮の事故に対する最低限の補償として、以下の補償1～3のすべてを満たす保険制度に加入する必要がある。

- ・補償1: 正課・学校行事、大学に届けた課外活動、通学、学校施設等の中の移動中に本人がケガをした場合の補償
- ・補償2: 上記のケースで他人を傷つけた場合や他人の物品等へ損害を与えた場合の損害補償を補償
- ・補償3: 本人が接触感染した場合の補償

そのため、「研究計画書」の確認時に、各学生の保険の加入状況についても確認を行い、保険の加入が確認できない場合、当該学生の「研究計画書」は承認されない。※1

- ※1 既に学生自身が加入している保険でカバーできる場合はこの限りではないが、その場合は、現在加入中の保険が上記の内容を満たすものであることを示す書類(保険証書の補償範囲が記載されているページの写し等)を提出すること。
- ※2 補償3について、原則加入が必須であるが、研究テーマや研究計画が変更となっても接触感染する可能性がなく、加入しない場合は、その旨を研究計画書の保険加入状況欄に記載すること。(ただし、修士部会での審議の結果、加入を求めることがある。)
- ※3 変更申請について:「研究計画書」承認後の変更について、指導教員が確認の上、軽微な変更の場合は、申請不要とする。研究の方針転換等、大幅な変更が生じる場合は、都度「研究計画書」を提出すること。
- ※4 申請予定の倫理審査について:研究計画書提出時には、現状の内容及び倫理審査の予定について明記することとし、審査承認後、速やかに申請書類および結果通知書を提出すること。

2. 中間発表会の実施と修士論文の「研究の倫理」に関する調査書の再確認について

(1) 中間発表会の実施

医歯学総合研究科(修士課程)では、学生が医科学研究の課題の背景・目的、進捗状況等について、他の学生あるいは教員に対して発表して説明を行なうための発表会の場として「修士論文中間発表会」を実施する。

中間発表会は、自身が発表するだけでなく、他の学生の発表を聞いて理解し、それに対して質疑応答をすることで、今後の研究計画を明確化し、研究発表の方法・技術を学ぶ場でもあるため、勤務上の都合等の自己都合を理由とした欠席は認めない。

ただし、「事故・疾病等※の不慮の事由による場合」等のやむを得ない事情により、発表できない場合は、その事由が消滅した後に修士部会にて発表時期を審議したうえで、中間発表を行うこととする。

(※新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染性疾患に罹患した場合など)

長期履修学生は原則、許可された最終在学年度の前年度に実施することとする。

(2) 修士論文の「研究の倫理」に関する調査書の再確認について

学生は、中間発表会開催日まで(標準修了の場合は1年次後期末)に、修士論文の「研究の倫理」に関する調査書及び申請書類と結果通知書を再度提出するものとする。

修士部会は、再提出された、修士論文の「研究の倫理」に関する調査書を修士部会において確認し、当該研究が、必要な各倫理関係委員会の承認を得た上で行われているか確認を行う。

3. 学位論文の提出(論文受理)

学生は、2年次後期(標準修了の場合)の所定の期日までに、「学位論文」、「修士論文の「研究の倫理」に関する調査書」及び申請した全ての倫理審査委員会への申請書類とその結果通知書などを提出する。

修士部会委員は、提出された学位論文について、修士論文の書き方や合理性、標準的な質を担保するためのチェック(査読)と、学生の研究が、必要な各倫理関係委員会の承認を得た上で行われているかの確認を行い、学務課医歯学大学院係を通じて学生へ結果を通知する。

査読については、学生が大学院係へ論文を提出した後、大学院係から修士部会員へ依頼することとする。

大学院係から修士部会員に査読依頼を行ってから2日以内に、依頼論文全ての査読を受け入れるか、一部を受け入れるかの回答を必須とする。依頼自体を拒絶することは原則不可とする。

全ての査読を受け入れた場合でも、修士部会委員の健康上あるいは業務上の都合により1人で全てを査読することが困難な場合には、当該修士部会委員の責任の元、所属分野の他の教員に依頼してもよい。

受け入れられなかった論文については、別の修士部会委員が査読を行うこととするが、専門性を鑑みて修士部会員以外で修士学生を受け入れている分野の教授が査読を行ってもよいものとする。

学生は、修士部会員からの査読の結果、修正が必要となった場合は、論文の修正を行い、修士論文発表会前の所定の期日までに再提出すること。

なお、提出された修士論文の専門分野の科学的内容の審査は、主査・副査及び修士論文発表

会による審査を主体とし、医歯学総合研究科教授会の議を経て行われる。

4. 修士論文発表会の実施

論文提出者は、毎年、標準修了の場合、2月(10月入学者の場合は8月)頃に開催される論文発表会において、所定の時間内で発表をし、主査・副査ならびに会場の出席者の質疑を受ける。質問の内容は学位論文の関連分野を含み、これが最終試験に相当する。論文発表会は、自身が発表するだけでなく、他の学生の発表を聞いて、それに対して質疑応答をすることで、今後の研究への課題を確認したり、研究発表の方法・技術について学んだりする場であるため、勤務上の都合等の自己都合を理由とした欠席は認めない。

ただし、「事故・疾病等※の不慮の事由による場合」等のやむを得ない事情により、発表できない場合は、その事由が消滅した後に論文発表を行うこととする。

(※新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染性疾患に罹患した場合など)